

令和 7 年 3 月

支部 団体長 殿

日個連東京都営業協同組合

＜重要＞防衛省前における不適正営業の是正

3月5日、防衛省装備庁から都営協本部に、「防衛省正門前に、【回送】表示で、個人タクシーが10台以上駐車している。道路交通法および、防衛省とのタクシーチケット契約違反行為ではないか。」という連絡がありました。

指定講習会において、「防衛省付近における不適正営業の是正」をご案内しておりますが、あらためて下記注意事項を厳守いただくよう、組合員各位にご周知ください。

【注意事項】

- 食事、休憩、トイレ、帰庫以外で【回送】表示を行わない。
 - * 不適切な【回送】表示は、旅客自動車運送事業運輸規則違反です。
- 乗車拒否を行わない。
- 防衛省正門は緊急車両出入りがあるため、正門前には絶対に停車しない。
- 横断歩道上、および横断歩道前後 5メートル以内には絶対に停車しない。
 - * 上記場所が迎車地に指定されている場合は、無線配車の場合は無線室、配車アプリの場合はお客様と直接連絡を取り、交通の妨げにならない場所に停車してお客様を乗せてください。
- 身だしなみを整え、決められた服装で営業を行う。
- 路上喫煙を絶対に行わない。

現在、防衛省の各部局と、令和7年度のタクシーチケット契約の手続き中です。乗車拒否の解消、法令遵守、マナーの改善がみられない場合は、契約締結ができないおそれがあります。

以上